

第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの 意見を有する者の意見の概要

第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第6条の規定に基づき「(仮称)越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」の縦覧が、以下のとおり行われた。

期間：平成25年2月19日～3月19日

場所：埼玉県環境政策課、越谷環境管理事務所、吉川市都市計画課、草加市住宅・都市計画課、越谷市都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課、千葉県流山市環境政策課

埼玉県環境影響評価条例第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について、平成24年2月19日～4月2日までの1ヶ月半、環境の保全の見地から意見を受け付け、関係住民より1通の意見書が寄せられた。意見の概要は表5-1に示すとおりである。

表5-1 意見の概要

分野	意見の概要
事業計画	1) P153.埼玉県環境基本条例に対する配慮事項として、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成するとうたっているが、田園を壊しての町づくりはこの配慮に全く応じておらず、むしろ反対のことをしていると考える。
	2) P9. (1) -①②、(2) -①について、建設機械、資材運搬の排出ガス対策型の機種、最新排出ガス規制適合車、低騒音低振動型の建設機械の使用については、“努める”と言う努力目標ではなく、使用することという義務とされたい。
	3) P80～84. P5で示された地図では産業ゾーンとされている場所のすぐ近くに、北谷小学校、吉川美南高校、埼玉葛クリニック、青葉保育園、第二保育所と、大気汚染、土壌汚染に特に気にすべき施設が多数存在している。ここに産業ゾーンを配置するのはいかがなものか。再考願いたい。
	4) 全体的にこの計画は古き良き田園風景を壊してまで形成するほどのことではなく誠に安易な町づくりであると考え。この広い土地の活用は一部の人間のみで考えるのではなく、市民で考えるべき事である。いずれにしても今の環境保全の見地から、マイナスになることはあってもプラスになるような計画ではない。
景観	5) P15.景観について、計画地及びその周辺は水田等の耕作地が残っていることから、これらの景観を損なうことのないよう、環境影響評価項目として選定されたい。
	6) P118.吉川市は「埼玉県景観条例」に基づき一般課題対応区域とされていることから、安易な都市開発はすべきではない。
その他	7) P67.美南南口の開発で人口は増えていると考える。資料は平成22年と3年も古いものを使用しており、最新の資料を参考とされたい。